

5. 管理の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

◆基本理念(再掲)

世界自然遺産小笠原諸島の顕著で普遍的な価値を正しく理解し、島の自然と人間が共生していき<u>く</u>することにより、小笠原諸島の有する優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下に示す基本方針に基づき取組を進める。

1) 生態系自然環境の保全

～世界に認められた優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく～

小笠原諸島は、陸産貝類相の進化及び植物の固有種における適応放散という、重要な進行中の生態学的過程により、進化の過程の貴重な証拠を提供していることなどが、世界遺産の顕著で普遍的な価値として評価されたものであり、その生態系の価値を将来にわたって保護し、伝えなければならない。一方で、小笠原諸島は数多くの侵略的外来種の脅威にさらされており、遺産価値である特異な生態系への影響が懸念されている。

上記を踏まえ、①生態系の修復と固有種等の絶滅回避保全、②未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止、に取り組む。なお、保全管理に当たっては、島ごとに異なる複雑な種間相互作用* の関係や、広域移動種*の移動範囲を考慮して各島の事業を連携して対策を進める必要がある。そのため、生態系の不確実性を念頭に、自然環境に関する継続的な調査や研究から得られた科学的知見に基づき、並行して複数の手法を検討・実施しながら順応的に保全管理を行うことを基本とする。

【種間相互作用、広域移動種について】(用語集等に掲載予定)

- ・種間相互作用：特定の外来種のみを排除すると他の外来種の増加を招いたり、外来種に依存した固有種へ影響を及ぼすなど、在来の生態系に新たな影響(以下「種間相互作用」という。)を与える可能性がある。生態系の保全管理に当たっては、外来植物の排除実施地において在来植物を植栽するなど、種間相互作用を考慮して、固有種等の保全対象種の保護と、外来種による影響の排除等の事業を連携して実施することが求められる。また、広域分布種の個体数回復が進む一方で、固有性が高い種の個体数回復が進まないなど、在来種間でも影響を及ぼす場合があるため、状況に応じて個体数増加の抑制等も検討する必要がある。
- ・広域移動種：小笠原諸島の生態系は、哺乳類、鳥類、昆虫類など島間を飛翔する動物種や、海流などにより海を越えて種子散布する植物種など広域移動する種(以下「広域移動種」という。)によって各島の生態系が結びついている。こうした広域移動種は外来種の移動拡散にも関与しており、未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止の観点からも注意が必要であるが、広域移動を制御することは困難なため、各島の外来種を排除することで生物による外来種移動拡散を抑制する。

① 生態系の修復と固有種等の絶滅回避保全

<長期目標>

遺産価値である特異な生態系の修復と、それを構成する固有種等の個体群の絶滅を回避する。

(基本的考え方)

顕著で普遍的な価値として評価された陸産貝類相や固有植物をはじめとした特異な生態系を修復するとともに、それらを構成する固有種等の個体群の絶滅を回避するため、個体群やその生息・生育地生息域の保全管理を実施する。また、絶滅のおそれのある種の保全は、生息域内における保全が重要であるが、生息・生育域生息環境内域内での保全が困難な状況にある種や生息環境の急激な悪化による絶滅のおそれがある種については生息域外保全を進め、種の保全を図る。

他方、既に侵入・定着している侵略的外来種については、根絶が理想だが、現時点の知見では技術的に排除が困難な種や、技術的には排除が可能であるものの、費用や労力の点で排除が追いつかない種もある。そのため、小笠原諸島の生態系の修復の目標を、人間が到達する以前の生態系を理想としつつ、前述の技術的・費用的・労力的な限界を踏まえて、侵略的外来種による遺産価値（生物の進化とそれを支える特異な生態系）への干渉をできるだけ少なくすることを小笠原諸島における侵略的外来種対策の基本とする。その上で、効果的な対策のために、外来種の駆除技術開発に必要な研究の支援等を行い、駆除技術の開発を推進し、最新の科学的知見に基づく保全技術を用いて対処する。

また、生態系の動態は長期的な視点で捉える必要があり、侵略的外来種の侵入・拡散をはじめ、気候変動の影響、津波、干ばつ、台風など、予期せぬ自然環境の変化による生態系への影響などを迅速に捉え対策を実施するため、引き続き長期的なモニタリングを実施する。

② 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止

<長期目標>

未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散を防ぐ

(基本的考え方)

小笠原諸島における侵略的外来種は、最初に人が定住した 1830 年以来、人や物資の移動や行政の施策、経済活動等に伴い、意図的または非意図的に持ち込まれてきた。侵略的外来種は、保全対象種をはじめとする在来種を捕食したり、在来種と競争関係となることで在来生態系等への直接的な脅威となっている。また、種間関係のバランスの崩壊、病原菌や寄生虫の侵入等を引き起こすなど間接的な脅威となるおそれがある。

小笠原諸島においては、既に侵入・定着した侵略的外来種が生態系に大きな影響を与えている。一方で、小笠原諸島の属島においては、未だ侵略的外来種の侵入が確認されておらず原生的な自然環境が維持されている地域も多い。侵略的外来種には、現状では一度定着すると排除が技術的に困難な種や、技術的には排除が可能なもの、費用や労力の点で排除が追いつかない種もある。このため、侵略的外来種対策においては、侵入防止並びに侵入状況の監視による早期発見及び侵入初期における防除が重要である。

~~管理機関は~~、未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散の防止を重要課題として位置づけ、各主体の役割分担等を定め、実現可能なものから対策を行う。そのためには、侵略的外来種の侵入によるリスクについて村民や来島者等への普及啓発を図ることで侵入防止対策への参加、協力を促すとともに、~~本土から~~非意図的に持ち込まれるリスクの高い侵入経路を特定し、その侵入を防ぐための管理体制を構築する。

2) 自然と人との共生 ～遺産価値への正しい理解と島の自然と人間の共生～

~~世界自然遺産小笠原諸島の優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく維持する~~ためには、村民や来島者の協力、さらには国民の理解が欠かせない。また、有人島である父島・母島においては、在来種と侵略的外来種の双方が、人間の生活域と部分的に重なって生息・生育している。そのため、遺産価値の保全管理のために様々な事業を実施することによって村民生活や産業に影響が生じることも想定される。対策の実施にあたっては、人の暮らしと自然との調和の在り方について住民の理解を得ながら、対策の意義や必要性を共有して進めることが重要である。

以上を踏まえ、①自然と共生した島の暮らしの実現、②エコツーリズムの推進、に取り組む。

① 自然と共生した島の暮らしの実現

<長期目標>

地域住民の世界自然遺産に対する理解と愛着を深めるとともに、遺産を活用した地域づくりを図る。

(基本的考え方)

~~村民や来島者地域住民~~向けの普及啓発活動、~~や~~子ども向けの環境教育の継続的な実施等により、世界自然遺産に対する興味や関心を高め、世界自然遺産小笠原諸島を「誇り」と感じるような意識醸成を図ることで、保全管理に関する村民や来島者の協力につなげる。

また、世界遺産~~であることとしての価値ブランド~~を活用し、農産物や加工品などの商品開発や付加価値の向上、販売促進等を進めることで遺産から地域への貢献・還元につなげ、島の産業振興を通じて心豊かに暮らし続けられる島の実現に貢献する。

保全管理のための様々な対策の実施によって村民生活や産業に影響が生じることも想定されることから、保全管理の実施にあたっては、人の暮らしと自然との調和の在り方について~~村民住民~~の理解を得ながら、対策の意義や必要性を共有して進める。その上で、~~村民による外来種対策~~や固有種保全に配慮した農業の促進、愛玩動物の適正な飼養、外来種侵入防止に配慮した物資や人の移動時における~~侵略的外来種の侵入防止対策への協力配慮する~~などを継続することにより、自然と共生した島の暮らしを実現する。

② エコツーリズムの推進

<長期目標>

エコツーリズムの考え方を踏まえ、利用ルールを適切に運用し、持続的な観光を推進する。

(基本的考え方)

小笠原諸島の優れた自然環境世界自然遺産としての価値を将来にわたって維持するため、「世界遺産資産における持続可能な観光の原則」を念頭に、「責任ある観光（レスポンシブル・ツーリズム）」を意識し、観光による自然環境への影響を最小限にしつつ、村民や来島者が楽しみながら小笠原諸島の貴重な生態系の価値を深く理解できるように、エコツーリズムを推進する。

さらに、ガイドラインや利用ルールの適切な運用を継続するとともに観光利用が自然環境の保全と地域振興の両方に貢献し、地域全体を豊かにする、より持続性のあるエコツーリズムを推進する。

3) 持続的な遺産の管理 ～持続的に遺産を守るためのしくみと体制の充実構築～

小笠原諸島の有する優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく遺産価値を永続的に保全していくためには、保護制度を適切に運用し、世界自然遺産地域の管理体制の充実を図り、持続的な管理体制を築く必要がある。そのため、①遺産を保護するしくみの適切な整備・運用、②持続的な遺産管理体制の充実構築、に取り組む。

① 遺産を保護するしくみの適切な整備・運用

<長期目標>

保護制度を引き続き適切に運用するとともに、遺産価値の再評価を進める。

(基本的考え方)

世界自然遺産小笠原諸島の遺産価値は、現行の法律や制度の適切な運用により保護が担保されてきた。管理機関は、固有種や希少種をはじめとする動植物やそれらから構成される特異な生態系、海洋性島弧の形成過程を示す地形・地質など、小笠原諸島の優れた自然環境を保全管理するために、今後も引き続き適切に保護制度を運用する。また、2013年以降の噴火で新たな陸地が誕生した西之島の保護担保措置の検討や、世界遺産委員会の決議における奨励事項である海城公園地区の拡張など、自然環境や社会情勢の変化等に応じて必要な制度の見直しを行う。

遺産地域内でのインフラ開発等の各種事業の実施に際して小笠原諸島の優れた自然環境の損失を防ぐために、その事業において環境の保全に適正な配慮がなされるよう、事業前の環境影響評価や事業実施時の環境配慮措置の徹底等の取組がなされてきた。今後も事前に厳格な環境影響評価を行うほか、環境に配慮した取組を徹底する。

小笠原諸島は世界自然遺産登録から10年が経過した。その間、行政機関や民間関係者等の連携・協働による保全管理の取組が進展してきた結果、侵略的外来種の影響の低減や絶滅のおそれのある種の生息・生育状況の改善、生息域外保全の進展等、一定の成果が得られているが、対処すべき課題がすべて解決したわけではなく、遺産推薦時に基準を満たさないとされた「クライテ

リア (viii) 地形・地質」や「クライテ~~リ~~リア (x) 生物多様性」の価値の分析・評価も未了である。

近年、噴火による西之島の拡大など、小笠原諸島を取り巻く状況にも変化が生じてきていることも鑑み、小笠原諸島の有する優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいくためにも、遺産推薦時に登録を目指していた「クライテリア (viii) 地形・地質」や「クライテ~~リ~~リア (x) 生物多様性」に関する知見~~や情報~~の収集、分析、調査研究の推進等によりを実施し、遺産価値の再評価を進める。

② 持続的な遺産管理体制の充実構築

<長期目標>

世界自然遺産地域の管理体制の充実を図る。

(基本的考え方)

世界自然遺産の価値を永続的に保全するにあたっては、他に例のない先進的な保全管理の取組や自然環境と高度に調和した社会の構築が必要でありを求められており、小笠原諸島世界自然遺産地域内外の連携や国民の理解が不可欠である。そのため、国内外に対して広く情報を発信し、地域関係者のみならず、研究者や村民、島内、他の世界自然遺産地域の関係者をはじめ、島外の市民・~~、~~組織・~~、~~企業、~~さらには国外~~等、多様な主体との連携、協力体制の構築を進める。また、新たな資金確保、体制整備に向けた具体的な検討を行い、実現可能なものから適宜取り組んでいく。

生態系の保全管理及び適正な自然資源の利用においては、自然環境に関するより深い理解が不可欠である。そのため、遺産管理に資する各種研究、論文や学会発表等を通じた成果の発表と共有、研究調査で得られた標本類の永続的な保管と公的機関等への寄付、講演会等による情報の村民への還元と国内外への魅力発信等を奨励する。